

◇所得税と住民税の人的控除額の差

所得控除		所得税	住民税	差額
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特別寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額 40万円以上 45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

不明な点につきましては、税務財政課課税係(☎74-3003)までお問合せください。
なお、同内容をインターネット

トで洞爺湖町ホームページからも配信しています。そのほか、詳細につきましては、総務省ホームページ政府広報オンライン

(<http://www.gov-online.go.jp/useful/flash/contents/200709.html>)でもご覧できますので参照ください。

免除が承認された場合の保険料納付額と年金額への反映割合

平成20年度保険料月額 14,410円

免除区分	納付額(月額)	年金額への反映割合
全額免除	なし	3分の1
4分の3免除(4分の1納付)	3,600円	2分の1
半額免除(半額納付)	7,210円	3分の2
4分の1免除(4分の3納付)	10,810円	6分の5

国
国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配

国民年金保険料免除(一部納付)制度があります!

年金

あなたのため・みんなのための年金だより

…そこが知りたい



偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない方が、免除申請により全額または一部納付が免除される「保険料免除(一部納付)制度」があります。
*お問合せは、最寄りの社会保険事務所もしくは役場住民課戸籍年金係へ(☎74-3002)
※一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効未納納(同じ)となるため将来の老齢基礎年金の額に反映されません。